

別紙「添付・付属書類一覧」

① 変更後に遅滞なく届け出る事項	
法第32条第3項第1号	必要となる添付書類等
(個人の場合) ・氏名 ・住所	・土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部（税理士証票など、写し1部の提出で足りる場合もあります）。 ・土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（青色申告書や確定申告など）の写し1部
(法人の場合) ・代表者氏名 ・法人名称 ・住所（主たる事務所の所在地）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部（変更後の代表者の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所（自宅）を記載すること）。
法第32条第3項第2号	必要となる添付書類等
・事務所の所在地 （従たる事務所も含む）	・法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部 ・個人の土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部（税理士証票など、写し1部の提出で足りる場合もあります）。 ・個人の土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（青色申告書や確定申告など）の写し1部。
② 変更前にあらかじめ届け出る事項	
法第32条第3項第3号イ	必要となる添付書類等
・取り扱うことができる相談内容	不要
法第32条第3項第3号ロ	必要となる添付書類等
・統括責任者、統括責任者を補佐する者	実務経験証明書(1年・3年) 専門的知識を有する証明書（※2） 支援者からの関与を有する証明書（※3）の正本1部 実践力判定試験合格証書（※4）の写し1部 専門的知識判定試験合格証書（※4）の写し1部 （※2）変更対象者が、「2. 経営革新計画等の策定を行う際に、主たる支援者として関与した計画」における、「主たる支援者の氏名」に該当する場合であって、変更することにより認定基準を満たさなくなる場合に限る。なお、認定書等の写し添付が必要。 （※3）「専門的知識を有する証明書」を提出する場合に限る。 （※4）認定に際し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の研修を受講し、試験に合格した場合であって、変更することにより、認定基準を満たさなくなる場合に限る。 ・なお、あらかじめ届け出ることが難しい場合は、事後は発生後に早急に届け出ること。
・役員	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部（変更後の役員の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所（自宅）を記載すること）。 【留意点】 ・ここでいう変更の対象は、登記簿謄本等に掲載されている役員に限る。また、同じ役員の役職（例：常務取締役→専務取締役）や住所（自宅）にのみ変更が生じた場合は、届出不要。あらかじめ届け出ることが難しい場合、変更後の登記簿等が準備できた段階で、早急に届け出ること。
・支援業務窓口	不要 【留意事項】 ・ここでいう変更の対象は、窓口の名称変更、追加、廃止、統合等を含む。 ・支援業務窓口の変更に伴い、電話番号、取り扱うことのできる相談内容等に変更が生じた場合、当該変更内容についても併せて記載すること。